

令和8年熊本地震で被災された皆さまへ

各種証明書の交付手数料を 免除します

災害に伴う手続に必要な証明書が対象です

免除期間 **令和8年12月28日（月）まで**

対象となる方

令和8年熊本地震で被災し、り災証明書の交付を受けた方

免除の対象となる主な利用目的

● 保険金の請求

● 災害復旧のための融資

● 国・地方公共団体の援助を受ける手続

● 被災家屋等の滅失登記

免除の対象となる証明書等

✓ 住民票の写し

✓ 住民票記載事項証明書

✓ 印鑑登録証明書

✓ 印鑑登録証の再交付

✓ 所得課税証明書

✓ 固定資産関係証明書

✓ 納税証明書

✓ その他の税証明書

※ 複数枚の証明書が必要な場合は、証明書の枚数ごとに利用目的をご記入ください。

ご注意ください

コンビニエンスストア等の多機能端末機で取得する証明書は、
手数料免除の対象外です（通常どおり有料です）。

申請の際は「災害に伴う手続で使用する」ことを窓口でお申し出ください

お問い合わせ

西原村役場

住民福祉課

096-279-3113

税務課

096-279-4395

詳しくは役場窓口へお問い合わせください